

新塩尻市立平出博物館基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 新たな塩尻市立平出博物館の目指すべき活動計画・施設計画を始めとする基本計画を策定するため、新塩尻市立平出博物館基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、新塩尻市立平出博物館基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関する事項について検討し、結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から基本計画を市長に報告した日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合は、市長は新たな委員を委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習部平出博物館において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、委嘱の日から施行する。

2 最初に開催される委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。